

〔姓序考〕忌寸

忌寸姓は天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、四曰忌寸とみえし也、忌寸姓は、皇別及神別の氏人にもあれど、姓氏錄に、忌寸姓は皇別の氏にひきつ、神諸藩の氏々には、ことに多き姓なり、諸藩の氏々に多きことは、姓氏錄をみて知るべし。忌寸姓も舊は稱言なりしなるべし、そのよしは異國より投化の人をば神宮に奉る、例にて、齋置の意也、殿すべて神宮に奉れるものには、齋字をそへ云こは、齋服曆廿二年三月乙丑、右京人忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部とみえ、姓氏錄にも、其稱言もて、やがて忌部氏を齋部とかけり、寸置かよへるこは、稻置を稻寸と書るにて可知、其稱言もて、やがて姓とせらる、ことは宿禰の例とすべし、忌寸は伊美伎と訓べし、舊は伊美吉とかけりしを、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸とみえたれば、こゝに改められしを思へ、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午に、忌寸姓を賜へる十一氏のうち、半は諸藩の氏々なれば、諸藩の氏人のむねとせし人々には、忌寸を賜へるを知るべし、故天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、諸藩のむねとせし人々を任るべくて、此姓を置れしとやいふべき、さて真人朝臣、宿禰、忌寸の四姓は、天武朝廷の詔にて始て置れし姓なるから、つきんぐに賜へることみえたり、其けぢめは真人をうへなき姓とせられ、朝臣は臣達のうへにはうへなき姓とせられ、臣達の姓のうへなきも給はすこきなりて朝臣姓を給へれど、神別の氏々には、真人姓を、宿禰は皇子達及臣達の次なるもの、姓とせられ、忌寸は諸藩の氏々のうへなき姓とせられしなるべし、是は天武朝廷の詔に、八色のこきなりしと思ひはかりて云るこき也、これより後に、諸藩の氏々、こたび考定て第四に忌寸にも朝臣宿禰等の姓をば賜へり、されど諸藩には、忌寸姓いさおほし、こたび考定て第四に忌寸姓を置るものは、既に云ひしごとく、弘仁二年秋七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂山城國人大初位下朝原忌寸三上等、賜姓宿禰とみえしもて、如此は云る也、

〔氏族考上〕忌寸は伊美吉と訓べき事、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸とあるにて知べし、此姓神別また皇別の氏人にもたま／＼はあれど、諸藩の氏々に殊に多き姓なり、